

阿南市森林整備計画

計画期間 { 自 令和 6年4月 1日
至 令和16年3月31日 }

令和6年3月樹立

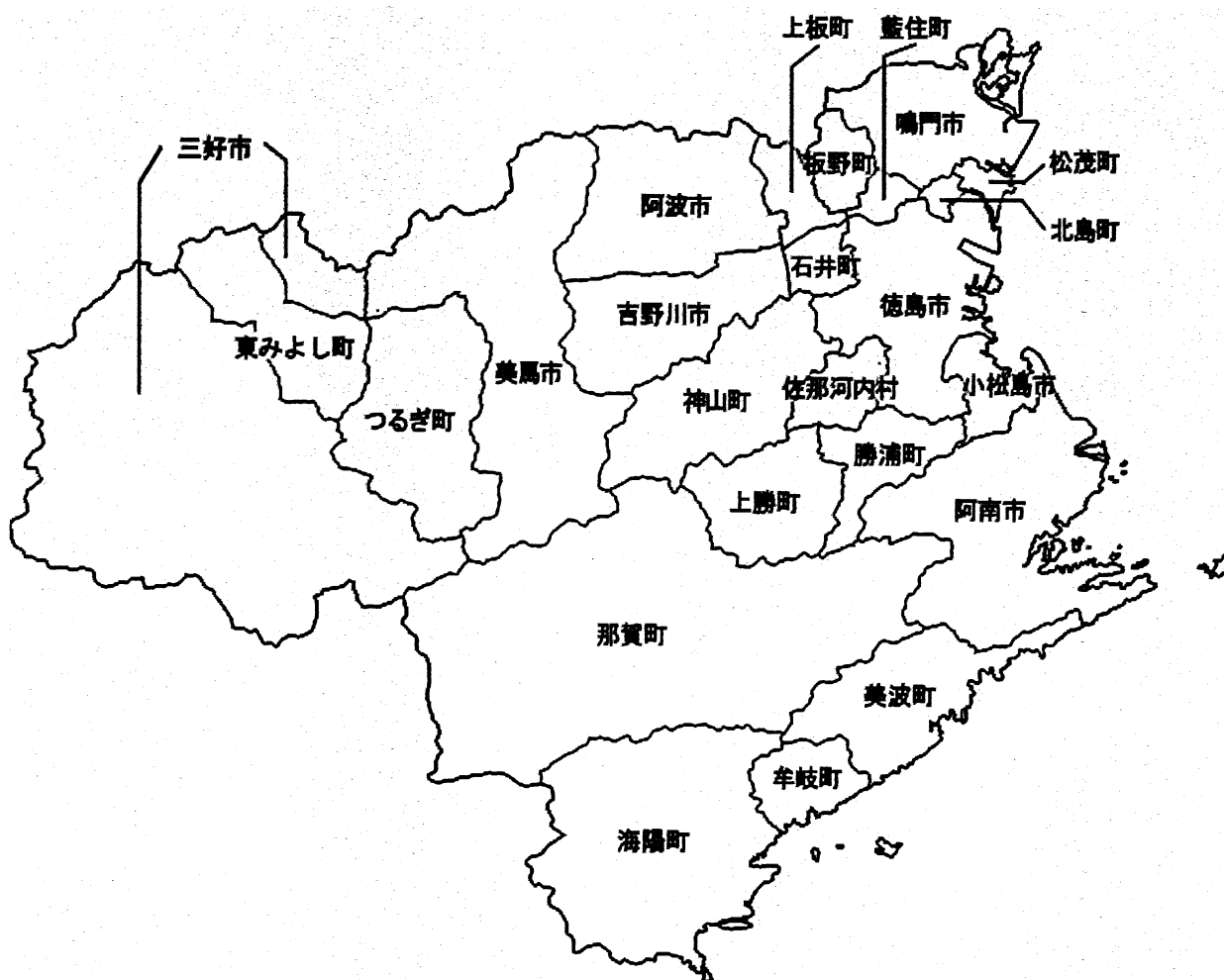
徳 島 県

阿 南 市

この阿南市森林整備計画は、森林法(昭和26年法律249号)第10条の5の規定に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件及び土地の利用動向を勘案して、那賀・海部川地域森林計画に係る民有林についてたてた森林整備及び保全の基本的事項に関する市の計画である。

この計画の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間である。

市 町 村 位 置 図



目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	P1
1	森林整備の現状と課題	P1
2	森林整備の基本方針	P1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	P3
II	森林の整備に関する事項	P3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	P3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	P3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P3
3	その他必要な事項	P5
第2	造林に関する事項	P5
1	人工造林に関する事項	P5
2	天然更新に関する事項	P6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	P7
5	その他必要な事項	P8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	P8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P8
2	保育の作業種類別の標準的な方法	P9
3	その他必要な事項	P9
第4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	P10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	P10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	P11
3	その他必要な事項	P11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	P11
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	P11
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	P11
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	P12
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	P12

5	その他必要な事項	P12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	P12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P13
4	その他必要な事項	P13
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	P13
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項..	P13
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	P13
3	作業路網の整備に関する事項.....	P14
4	その他必要な事項.....	P15
第8	その他必要な事項.....	P15
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P15
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P15
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P16
Ⅲ	森林の保護に関する事項.....	P17
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	P17
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	P17
2	その他必要な事項.....	P18
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の 森林の保護に関する事項.....	P18
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法.....	P18
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	P18
3	林野火災の予防の方法	P18
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P18
5	その他必要な事項	P19
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項.....	P19
1	保健機能森林の区域.....	P19
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方針に関する 事項.....	P19
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項.....	P19
4	その他必要な事項.....	P19

V	その他森林の整備のために必要な事項	P19
1	森林経営計画の作成に関する事項	P19
2	生活環境の整備に関する事項.....	P20
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P20
4	森林の総合利用の推進に関する事項	P20
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P20
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	P20
7	その他必要な事項	P20
別表1	公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域	P21
別表2	公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法	P22
参考資料	P23

附属資料

- 阿南市森林整備計画概要図 ゾーニング図
- 阿南市森林整備計画概要図 土地利用及び森林資源状況
- 阿南市森林整備計画概要図 基幹路網及び路網整備等推進区域
- 阿南市森林整備計画概要図 制限林
- 阿南市森林整備計画概要図 公道
- 阿南市森林整備計画概要図 造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として
効率的に行うことができると認められる区域図
- 阿南市森林整備計画概要図 鳥獣害防止森林区域

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市の森林面積は、総土地面積の54%にあたる14,961ha（うち民有林14,953ha）であり、木材生産機能の他、国土の保全、水源の涵（かん）養等多面的な機能を有しており、これらの機能を通して地域住民の生活と深く結びついている。

民有林における森林資源の現況をみると、人工林面積は、6,909ha（人工林率：46%）のうち10～13齢級が62%を占め、森林資源は充実している。

今後、これらの森林を経済的側面と国土保全的側面の機能が果たされる森林として整備していくことが、当面の緊急かつ重要な課題となるが、林業を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いており、生産経費の増高と併せて林業労働者の高齢化により、間伐や保育等が適正に実施されていない森林は依然として多い。また本市では竹林面積が多く侵入竹林も増えている状態であり、放置竹林の解消と切り出された竹の有効活用の検討が課題となっている。

このため、森林経営計画を樹立し、計画的に間伐や保育等の森林整備を進めるとともに優良材生産に向けて、森林組合による施業実施体制の整備をはじめ、森林施業の合理化や関連施策を積極的に活用し、森林整備の推進を図ることとする。また、天然林については、原生的な森林や種の保存等に努めるとともに自然環境保全・形成に配慮しつつ育成天然林施業の推進を図るものとする。

2 森林整備の基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、区分ごとの人工林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む森林の整備を図るものとする。

また、天然林的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林整備を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林が持つ多面的機能に配慮した森林整備を行うために、地域の特性及び森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、次のとおり森林機能を区分し、これらの区分に応じた望ましい森林の姿への誘導を図るものとする。

機能の区分	機能発揮の上から望ましい森林の姿
水源涵（かん）養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能/土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防止する施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する公益的機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくため、重視すべき機能別に森林を区分し、これらの森林に応じた多様な森林整備の推進を図るものとする。

【公益的機能別森林の整備方針】

機能別森林	整備の方向
水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵（かん）養機能の発揮を重視すべき森林。
	森林整備の方針 ①樹根及び表土の保全に留意し、林木の成長を促しつつ下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小・分散を基本とする森林施業を推進する。 ②立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 土砂の流出・崩壊、その他災害の防備のための森林であり、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林。
	森林整備の方針 集落等に近接し山地災害の発生危険性が高い地域等においては、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要となる谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 住民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林であり、風や騒音など自然的・人為的要因の影響を緩和し、快適な生活環境保全機能を重視すべき森林。
	森林整備の方針 ①地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や保育・間伐等の施業を推進する。 ②快適な環境の保全のため保安林の指定やその適切な管理や防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健文化機能の維持増進を図るための森	対象となる森林 ①観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、森林公園

林施業を推進すべき森林	等の施設など保健・教育的利用等に適した森林。 ②史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観を形成する森林。
	森林整備の方針 ①立地条件や市民のニーズに応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 ②保健・風致等の保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ③美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 住民生活に不可欠な木材等を持続的、安定的かつ効率的に供給する機能を重視すべき森林。
	森林整備の方針 森林の健全性を確保し、需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、森林所有者、森林組合、森林管理署等との連携のもと、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次のとおりとする。

地域	樹種							備考
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹	
全域	40年	45年	35年	45年	60年	10年	15年	

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）を行う際の標準的な方法の指標は、次のとおりとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切に伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保存帯を設け適確な更新を図る。

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単

木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林を人工植栽による場合40%）の伐採を行う。ただし、伐採後にぼう芽更新を行う薪炭林においては、60%以下の伐採を行う。

なお、立木の伐採の標準的な方法として次のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生動物の営巣等に重要な空洞木について、保残に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実に配慮すること。
- エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。
- カ 人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安とすること。

樹種	標準的な施業方法			備考
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	一般建築材	中仕立	26cm	期待径級は、胸高直径である。
	一般大径材	中仕立	38cm	
ヒノキ	心持ち柱材	密仕立	20cm	
	造作材	中仕立	34cm	
マツ	一般材	中仕立	26cm	
ケヤキ	一般材	中仕立	22cm	

本市における薪炭材生産を目的としたカシの伐採は、主に台風災害の影響を受けやすい沿岸部で展開されている。そのため、このような施業を行う際は、伐採後の更新が適確に行われ、かつ崩れにくい作業道を作設するなど本市の貴重な資源であるカシ（特にウバメガシ）林の保全に努めるとともに、災害に強い森林づくりを目指すように配慮すること。

なお、薪炭材生産を目的としたカシの伐採は、伝統的な樵木林業（※）の手法を標準的な方法として、次のア～エに留意する。

- ア 伐採高は、幹ぼう芽が多く発生し切り株が衰弱して枯れやすくなる高伐りではなく、株の若返りが期待される根頸ぼう芽の発生を促進するためできる限り低くする。
- イ 切り口は雨水が溜まると腐りやすくなるため、やや斜めに切るよう配慮する。
- ウ 「択伐矮林更新法（択伐により低木状態を維持する伐採育林技法）」を基本とし、皆伐を行う際は伐採後の森づくりについて事前に十分検討し、確実に更新を図ること。
- エ 伐採後にシダなどの他の植物に被圧されるなど、ぼう芽や実生の成長が抑制されている場合は下刈りなどの保育作業を実施するほか、天然更新が行われていない場合やシカ等による食害が顕著である

場合は、適切に苗木の植栽を行うことで森林の裸地化や土砂の流出を抑えるよう努める。

(※) 伝統的な樵木林業・・・300年以上前から県南部で行われてきた薪炭材の生産技術。

3 その他必要な事項

木材生産機能の維持増進を特に図る森林については、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた径級に対応できるよう、高い成長量を有する単層状態や群状・帯状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な材木を有する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進するものとする。

また、花粉の発生源となるスギ等の伐採・植え換え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、人工造林の実施に当たっては、コンテナ苗木の活用による植栽労務の分散化や、伐採と植栽の一貫作業システムの導入による低コスト造林に努めるものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次に示すとおりとし、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部、ヒノキは斜面中部から上部を基本として選定するものとする。

さらに、苗木の選定については、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）、広葉樹の実用化試験を進め、その普及に努めることとする。

区 分	樹 種	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、その他針葉樹、ケヤキ、造林実績のある有用広葉樹	左記以外の樹種を造林する場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林を行う場合の1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数等は、次のとおりとする。

樹 種	仕立方法	植栽本数	備 考
スギ	密仕立	3,500～4,000本/ha	左記以外の樹種を造林する場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。
	中仕立	2,500～3,500本/ha	
	疎仕立	1,000～2,500本/ha	
ヒノキ	密仕立	4,000～4,500本/ha	
	中仕立	3,000～4,000本/ha	
	疎仕立	1,000～3,000本/ha	
マツ	中仕立	3,000～3,500本/ha	

クヌギ	中仕立	2,500～3,500 本/ha	
	疎仕立	1,000～2,500 本/ha	
ケヤキ等有用広葉樹	中仕立	1,500～3,000 本/ha	

複層林施業導入の際の下層木植栽本数は、ha 当たり 1,000～2,000 本を目安として、上木の状況等現地の実態により調整することとする。

イ その他人工造林の方法

人工造林は次に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 名 方 法
地拵えの方法	地形・林況に応じて、全刈り地拵え・棚積み地拵え・枝条散布地拵え等により行う。
植付けの方法	裸苗は、根が土に十分密着するよう丁寧植えとし、苗木は植栽が完了するまで乾燥させないよう日陰等に仮植しておくものとする。 コンテナ苗は、根鉢が土に埋まるように施工する。
植栽の時期	2月上旬から5月下旬、特に樹木が生長を始める前の3月中旬までに行う。 なお、コンテナ苗木の活用により植栽労務の分散化を図る場合は、気象状況等を十分考慮して時期を選定する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林」など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、次に示すとおりとする。

区分	樹種	備考
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹	左記以外の樹種を造林する場合には、林業普及指導員の指導を受けて行うものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、シイ、カシ	

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を次のとおり定めるとともに、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈50cm以上のものに限る。）を更新することとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹	ha 当たり 10,000 本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている個所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている個所において行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な個所に必要な本数の植栽を行うこと。
芽かき	ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し必要に応じ、芽かきを行うこと。

ウ その他天然更新の方法

県の伐採届出等に関する事務取扱要領の伐採後の更新状況確認調査実施基準に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当無し

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の

基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

スギ、ヒノキ、その他針葉樹、ケヤキ等有用広葉樹

イ 天然更新の場合

スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本

5 その他必要な事項

- ① 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとする。
- ② ニホンジカによる森林被害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たり、被害に強い樹種を検討することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していくうえで、必要不可欠な作業であることから、間伐及び保育が、適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的な実施を推進するものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた適切な時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法により実施するものとする。

【間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法】

樹種	施業体系	間伐時期（年）				間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	
スギ	植栽本数	20	30	40		上段は標準的林齢であり、下段は地位上～下の場合の林齢幅である。また、カッコ内は本数間伐率である。 初回間伐は、被圧木・
	3,500本/ha	18～22	28～32	38～42		
	中伐期・中仕立	(20%)	(30%)	(30%)		
	植栽本数	25	35	45	60	
	3,000本/ha	23～27	33～37	43～47	58～62	
	長伐期・中仕立	(30%)	(30%)	(30%)	(25%)	

ヒノキ	植栽本数 3,500 本/ha 中伐期・中仕立	<u>22</u> 20~24 (20%)	<u>30</u> 28~32 (25%)	<u>40</u> 38~42 (30%)		曲がり木等を中心に残存木の適正な配置を考慮しながら行う。 3回目以降においては形質の良い間伐材の生産が可能となることから、優良木の成長促進と収入を目的として行う。また、間伐率は、本数間伐率を基本とするが材積の伐採率で35%以下であり、かつ、伐採の翌年度初日から起算して概ね5年以内に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で行うものとする。
	植栽本数 3,000 本/ha 長伐期・中仕立	<u>20</u> 18~22 (30%)	<u>30</u> 28~32 (30%)	<u>40</u> 38~42 (30%)	<u>60</u> 58~62 (25%)	

2 保育の作業種類別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

実施にあたっては、森林の立木の成長の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎として行うものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
下刈り	スギ ヒノキ	—					—											6月~8月に実施
		毎年実施 (1~2回)					必要に応じて実施											
つる切り	スギ ヒノキ	—						—										
		—						2回実施										
除伐	スギ ヒノキ	—								—				—				雑木、被圧木等の伐倒
		—								1回実施				1回実施				

注) 下刈りは、作業の省力化と効率化に留意しつつ、気象条件や目的樹種の生育状況等を勘案の上、現地状況に応じて下刈り回数を削減したり、その実施期間を短縮できるものとする。

注) 除伐は、雑木・被圧木・曲がり木・二又木等を中心に伐倒する。

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育の基準

木材の生産機能を維持増進する森林の間伐については、木材生産機能の維持増進を図るため、森林施業の集約化や高性能林業機械と路網整備を一体的に取り組み、間伐の推進とあわせ、間伐材の有効利用を推進するものとする。

具体的には、多様な木材需要に応じた樹種、径級に対応できるよう、高い成長量を有する単層林施業や群状、帯状の抜き伐りと集団的な作業を推進するとともに、間伐材の搬出効率を考慮した列状間伐と作業路の整備を促進するものとする。

(2) 要間伐森林

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うものとする。

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1に定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小や分散を図るものとする。

なお、対象となる森林区域については別表2により定め、伐期の延長を推進すべき森林における伐期齢の下限を次のとおりとする。 単位：年

区域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹（用材）	クヌギ	その他広葉樹
伐期の延長を推進すべき森林	50	55	45	55	70	20	25

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1に定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森

林の構成を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

土地に関する災害の防止及び土壌保全の機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林とする。

また、伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進するものとする。

それぞれの森林区域については、別表2により定め、長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限を次のとおりとする。

単位：年

区域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹(用材)	クヌギ	その他広葉樹
長伐期施業を推進すべき森林	80	90	70	90	120	20	30

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1に定める。

(2) 施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市の森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等への施業の委託状況などを勘案し、長期の施業の受託、森林経営の受託等による森林経営規模の拡大を推進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言等を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者等への長期の施業等の委託を進めるとともに、森林経営の受託等を担う林業事業者等の育成に取り組み、森林経営規模の拡大を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者は、森林組合等へ森林の施業又は経営の委託を行うときには、書面による森林経営委託契約を5年以上の期間で行うものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用するなどして、適切な森林の経営管理を推進する。

また、上記の経営管理を推進するに当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者の保有山林規模をみると、1 ha 未満が約58%と極めて零細であり、持続的・計画的施業の実施が困難な状況であるため、県及び森林組合等と連携し、森林施業の共同化に向けた森林所有者間の合意形成に努め、森林施業の共同化を促進する。

また、不在村森林所有者についても森林組合等と連携してその実態把握に努め、森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化に向けた森林所有者間の合意形成を図るため、県及び森林組合等と連携し、普及啓発活動の促進に努め、森林施業の共同実施等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

また、所有規模の零細な森林所有者及び不在村森林所有者については、森林組合等による施業の受委託を促進するとともに、共同化への参加を呼びかけ、適正な森林施業の確保に努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

① 森林経営計画の共同作成者全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代

表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として、施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託を実施すること。

- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- ③ 共同作成者の一人が施業等を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- ④ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地における傾斜区分や搬出方法に応じ、路網密度の水準を次のとおり定める。なお、路網密度の水準は木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	30~40	70~210	100~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	23~34	52~166	75~200
	架線系 作業システム	23~34	2~41	25~75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	16~26	35~124	51~150
	架線系 作業システム	16~26	0~24	16~50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5~15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

さらに、計画期間内に効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
117	98.0	元信線	600	㉑	
234、235	125.4	黒河線	2,000	㉒	
248	56.5	細野長手線	1,500	㉓	
255	66.8	谷尻線	500	㉔	

257	65.1	松ノ岡線	2,300	㉔	
258	68.3	松ノ岡上線	3,000	㉕	
260、261	137.9	宮平線	500	㉖	
272	45.9	南平線	500	㉗	

3 作業路網の整備に関する事項

作業路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、かつ、育成単層林の資源循環利用等地域の将来を見据えた整備を推進するとともに、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設路網の改築や改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

特に台風災害の影響を受けやすい沿岸部では、切土面を低くし、路面排水を目的として表面水を分散させる水切りを多く設けるなど、法面や路肩の崩壊防止を図り崩れにくく安定した作業道を作設するよう努める。

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規定（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、徳島県林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成し適切に管理を行うものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、徳島県森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

(1) 林産物の搬出方法

立木の伐採・搬出に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の適正な更新を図る。

(2) 木材等の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設

該当無し

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業を取り巻く厳しい情勢により、林業従事者の減少・高齢化・林業後継者の不足が深刻な問題となっている状況のもと、森林管理の直接的な担い手である林業従事者を確保していくためには、林業を働く者にとって他の産業と同等以上に魅力あるものとするのが重要である。

そこで、労働強度を軽減するための林内路網の整備や高性能林業機械の導入をはじめ、労働安全の確保、休日制度の導入等、勤務・給与体系の改善を図ることが必要である。

また、建設業などの他産業からの参入や女性・外国人等多様な人材の受け入れを促進するため、林業事業体登録制度の活用や、技術向上の支援など、就業者の育成に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業労働力の不足及び林業従事者の減少・高齢化が進む中で生産性の向上を図るため、高性能機械を含めた林業機械化への取組みを促進するものとする。

また、高性能機械の導入には林内路網の整備が不可欠なため、その開設に努めるとともに機械作業の普及、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等作業のシステム化を促進する体制を整備するものとする。

なお、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を、次に示すとおり設定する。

作業型	集材型 (集材距離)	作業システム		
		伐倒	搬出	造材(積載)
作業地 分散型	近距離型 (~100m)	チェーンソー	小型スイングヤーダ+ フォワーダ	小型プロセッサ
	短距離型 (~200m)	チェーンソー	スイングヤーダ+ フォワーダ	小型プロセッサ
	中距離型 (~400m)	チェーンソー	自走式搬器 + 集材機・タワーヤーダ	プロセッサ
作業地 集中型	近距離型 (~100m)	チェーンソー又 はハーベスタ	ロングアームグラップ ル又はスイングヤーダ	小型プロセッサ
	短距離型 (~200m)	チェーンソー	高速集材機	プロセッサ

	中距離型 (～400m)	チェーンソー	高速集材機	プロセッサ
--	-----------------	--------	-------	-------

機械化の促進方策は、機械化に不可欠な路網整備を進めるとともに、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械に共同利用等作業のシステム化等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図ることとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市は、那賀川の下流を中心に古くから木材産業が発達しており、製材を中心として県内木材産業の拠点となっているが、間伐材のほとんどは林内に放置され、利用されていない状況にある。

このため、搬出間伐の推進を図っていく上からも関係団体と連携しつつ、その利用について検討するとともに、優良材・一般材については建築材に、低質なスギ間伐材は合板など、端材などは木材ボードや製紙などに供給できる体制づくりを進めるものとする。

また、平成18年10月にスタートした「徳島県木材認証制度」を推進し、産地や品質・性能・合法性の明確な県産木材を安定的かつ低コストで供給し得る体制づくりに努めるものとする。

【林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画】

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	山口		△				
//	福井		△				
製材工場	津乃峰		△				
木材加工所	原ヶ崎		△				
製材工場	椿		△				
//	新野		△				
//	新野		△				
//	長生		△				
//	長生		△				
//	長生		△				
//	宝田		△				
//	下大野		△				
//	那賀川		△				
プレカット	那賀川		△				
製材工場	那賀川		△				
//	那賀川		△				
木材加工所	那賀川		△				
製材工場	那賀川		△				
木材加工所	那賀川		△				

//	那賀川		△△			
製材工場	那賀川		△△			
木材チップ製造工場	羽ノ浦		△△			
製材工場	羽ノ浦		△△			
//	羽ノ浦		△△			
//	羽ノ浦		△△			
プレカット	羽ノ浦		△△			
製材工場	羽ノ浦		△△			
//	羽ノ浦		△△			
//	羽ノ浦		△△			
//	羽ノ浦		△△			
//	羽ノ浦		△△			
//	羽ノ浦		△△			
椎茸生産施設	羽ノ浦		△△			
椎茸生産施設	福井		△△			
//	新野		△△			
//	新野		△△			
椎茸集出荷施設	桑野		△△			
竹炭生産施設	福井		△△			
//	福井		△△			

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ニホンジカにより、現に食害等を受けている又はそれら被害がある森林の周辺に位置し、今後食害等が発生する恐れのある森林を「鳥獣害防止森林区域」に設定し、森林整備と鳥獣害対策を一体的に行うことで、植栽木の確実な育成を図る。

(1) 区域の設定

地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、鳥獣害防止森林区域を別表3に定める。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	阿南市一円 ただし、林班 6, 7, 8, 47, 48, 165, 166, 174, 175, 1 81, 182 を除く	14, 628ha

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を被害の状況や生息状況等を踏まえ、単独又は組み合わせて実施する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等によるモニタリングの実施等。また、併せて設置した保護措置の維持管理。

イ 捕獲

銃器やわな等による捕獲等の実施。

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林に被害を与える病虫害については、適切な伐倒駆除や被害の蔓延を予防するために必要な薬剤散布や樹幹注入などによる効果的な予防措置を高度公益機能森林や被害拡大防止森林を中心に実施するものとする。また、ナラ枯れ被害について早期発見及び早期駆除に努める。

(2) その他

森林病虫害による被害対策として実施する伐倒駆除や薬剤散布などを、効果的かつ適期に実施するため関係する機関や地元関係者と連携を図るものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

Ⅲ 第1で定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域における対象鳥獣による森林被害については、各種施策を活用しつつ、捕獲等の防除活動等を総合的、効率的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

火の不始末による林野火災の危険性等を周知し、一般からの通報も含め早期発見に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

森林病虫害による林野被害の軽減を図るため、森林所有者や地元関係者等による森林の巡視等を行うなど被害の早期発見に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方針に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成する場合には、次に掲げる事項が適切に計画されるよう努めるものとする。

- ① IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
椿地区	18~44、53~55	1551.8
福井・橘地区	56~68、92~94、168~169	709.6
福井南地区	69~91	1614.5
新野東地区	95~113	911.9
新野西地区	114~141	1850.3
加茂谷東・長生・山口地区	142~155、194~231	2589.5
富岡・桑野地区	156~164、170~173、176~180、183~193	1374.0
加茂谷西地区	232~255	1389.3
加茂谷北岸地区	256~283	1492.4

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市では、那賀川流域を中心に、製材工場や加工場等が多数存在していることから、森林整備における搬出間伐や小規模皆伐を積極的に促進し、木材産業の素材となる木材の供給量の増大を図るとともに各種木材製品等の利用拡大を図る取り組みを推進することにより、林業・木材産業の活性化を通じた地域経済の振興に努めるものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

施設の種類	現状(参考)		(将来)		対面番号
	位置	規模	位置	規模	
自然公園	才見	18,744 m ²			▽1
農村公園	日開野	1,497 m ²			▽2
森林公園	富岡	24,100 m ²			▽3

5 住民参加による森林の整備に関する事項

地域の協議会等による、本市東部海岸の下刈りなど、住民参加による、森林整備を推進するものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

該当なし

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

県、森林組合、近隣市町などの関係機関と連携し、本市の実情に応じた長期の事業計画を策定し、意向調査の実施、経営管理権の設定などの森林経営管理制度に基づく事業の実施を推進するものとする。

7 その他必要な事項

法令等により施業に関する制限を受けている森林については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行うこととする。

【別表1】 公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域

区 分		森林の区域	面積(ha)
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		7, 8, 11~45, 54~57, 59~164 170~173, 183~283	13, 592.0 2
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	24 □ 3-1, 24 □ 4, 24 □ 5-1, 25 □ 4, 26 □ 7-1, 40 □ 9-1 40 □ 11, 55 □ 29, 74 イ 6, 74 イ 9-1, 75 イ 1-1, 80 イ 6-1 81 ハ 1-1, 81 □ 15, 83 イ 1-1, 85 イ 6, 85 □ 14, 87 イ 8 102 イ 24, 102 イ 25, 103 □ 19-1, 104 イ 4, 119 ハ 5 119 ハ 7~10, 119 □ 4, 119 □ 8, 122 □ 1, 122 □ 2 123 イ 20-1, 123 イ 21-1, 124 イ 3-1, 124 イ 4, 147 イ 14-1, 239 イ 9, 243 ヘ 5-1, 244 イ 2, 244 イ 3-1, 244 イ 7 244 イ 9, 245 イ 10, 245 □ 4, 245 □ 7, 245 □ 8, 246 イ 7, 246 ニ 3, 246 □ 6, 246 □ 7, 252 ハ 1-1, 254 イ 1-1, 257 □ 5-1, 259 イ 1-1, 259 イ 2-1 259 イ 8-1, 260 イ 3-1, 260 イ 4-1, 260 □ 4-1, 262 ニ 20-1, 262 ホ 10-1, 262 ホ 11-1, 262 □ 12-1, 263 ハ 1-1 264 イ 1-1, 264 イ 2-1, 264 イ 3-1, 265 □ 2, 267 イ 8 274 イ 16~18, 274 ハ 4-1	277.6
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9, 10, 58, 168, 169, 174~182, 301, 401, 402	737.05
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1~6, 46~53, 165~167	633.62
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		16~23, 27~39, 60, 62, 63, 65~68, 71, 106~ 111, 113~116, 126~143, 219~230, 232~ 234	4, 019.94

【別表2】 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	7, 8, 11~45, 54~57, 59~164 170~173, 183~283	13,314.4 2
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	1~6, 9, 10, 24 □ 3-1, 24 □ 4, 24 □ 5-1, 25 □ 4, 26 □ 7-1, 40 □ 9-1, 40 □ 11, 46~53, 55 □ 29, 58, 74 イ 6, 74 イ 9-1, 75 イ 1-1, 80 イ 6-1, 81 ハ 1-1, 81 □ 15, 83 イ 1-1, 85 イ 6, 85 □ 14, 87 イ 8, 102 イ 24, 102 イ 25, 103 □ 19-1, 104 イ 4, 119 ハ 5, 119 ハ 7~10, 119 □ 4, 119 □ 8, 122 □ 1, 122 □ 2, 123 イ 20-1, 123 イ 21-1, 124 イ 3-1, 124 イ 4, 147 イ 14-1, 165~169, 174~182 239 イ 9, 243 ハ 5-1, 244 イ 2, 244 イ 3-1, 244 イ 7, 244 イ 9, 245 イ 10, 245 □ 4, 245 □ 7, 245 □ 8, 246 イ 7, 246 = 3, 246 □ 6, 246 □ 7, 252 ハ 1-1, 254 イ 1-1, 257 □ 5-1, 259 イ 1-1, 259 イ 2-1, 259 イ 8-1, 260 イ 3-1, 260 イ 4-1, 260 □ 4-1, 262 = 20-1, 262 ホ 10-1, 262 ホ 11-1, 262 □ 12-1, 263 ハ 1-1, 264 イ 1-1, 264 イ 2-1, 264 イ 3-1, 265 □ 2, 267 イ 8, 274 イ 16 ~ 18, 274 ハ 4-1, 301, 401, 402	1,648.27
	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く。)	該当無し	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当無し	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当無し	

参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	76,063 (100.0)	36,630	39,433	10,244	5,201	5,043	10,437	5,437	5,000
	H27	73,019 (95.9)	35,344	37,675	9,365	4,767	4,598	9,563	5,118	4,445
	R2	69,470 (91.3)	33,694	35,776	8,291	4,236	4,055	8,494	4,710	3,784
構成比 (%)	H22	100.0	48.2	51.8	13.5	6.8	6.6	13.7	7.2	6.6
	H27	100.0	48.4	51.6	12.8	6.5	6.3	13.1	7.0	6.1
	R2	100.0	48.5	51.5	11.9	6.1	5.8	12.2	6.8	5.4

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	13,613	6,833	6,780	21,139	10,409	10,730	20,630	8,750	11,880
	H27	13,102	6,639	6,463	18,425	9,039	9,386	22,564	9,781	12,783
	R2	11,181	5,725	5,456	17,690	8,690	9,000	23,131	10,037	13,094
構成比 (%)	H22	17.9	9.0	8.9	27.8	13.7	14.1	27.1	11.5	15.6
	H27	17.9	9.1	8.9	25.2	12.4	12.9	30.9	13.4	17.5
	R2	16.1	8.2	7.9	25.4	12.4	13.0	33.3	14.4	18.9

注) 国勢調査による。

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能	
			農業	林業	漁業	小計				
実数 (人)	H22	33,681	2,528	30	598	3,156	9,719	-	19,187	1,619
	H27	33,021	2,669	41	503	3,213	9,902	-	19,510	396
	R2	31,581	2,297	41	427	2,765	9,351	-	19,126	339
構成比 (%)	H22	100.0	7.5	0.1	1.8	9.4	28.9	-	57.0	4.8
	H27	100.0	8.1	0.1	1.5	9.7	30.0	-	59.1	1.2
	R2	100.0	7.3	0.1	1.3	8.7	29.6	-	60.6	1.1

注) 国勢調査による。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	経営耕地面積							草 地 面 積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	H24	27,954	3,570	3,122	114	334	-	-	-	-	14,924	14,924	-	9,460
	H27	27,956	3,220	2,841	127	251	-	-	-	-	15,033	15,033	-	9,703
	R2	27,925	2,841	2,649	89	103	-	-	-	-	14,961	14,961	-	10,123
構成 比 (%)	H24	100.0	12.8	11.2	0.4	1.2	-	-	-	-	53.4	53.4	-	33.8
	H27	100.0	11.5	10.2	0.5	0.9	-	-	-	-	53.8	53.8	-	34.7
	R2	100.0	10.2	9.5	0.3	0.4	-	-	-	-	53.6	53.6	-	36.2

注) 2020年農林業センサスによる。

(3) 森林転用面積

(単位 面積:ha)

年次	総数	工場・ 事業場用地	住宅用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H30~R4	-	-	-	-	-	-	-

注) 那賀・海部川地域森林計画書(令和6年1月公表)による。

(4) 森林資源の現況等

①保有形態森林面積

(単位 面積:ha, 比率:%)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	摘要
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総数	14,961	(100.0)	-	-	-	-	
国有林	6	(0.0)	-	-	-	-	下段:官行造林
民有林	14,953	(99.9)	12,873	6,909	5,964	(46.2)	
公有林	計	819	(5.5)	-	-	-	
	県有林	23	(0.0)	-	-	-	
	県公造林	(75)	(0.5)	-	-	-	下段:県行造林
	市有林	146	(1.0)	-	-	-	
	財産区有林	-	-	-	-	-	
私有林	14,134	(94.5)	-	-	-	-	

注) 森林資源現況表（令和5年3月31日）による。

総数（A）には計画対象外森林2haを含める。

市町村有林には財産区有林を含めている。

②在村者・不在村者別私有林面積

	年次	私有林 合計	在村者 面積	不在村者		
				計	県内	県外
実数 ha	H25	14,145	12,710	1,435	—	—
	H30	14,143	12,068	2,075	—	—
	R5	14,134	11,506	2,611	—	—
構成比 %	H25	100	84	(100)	—	—
	H30	100	90	(100)	—	—
	R5	100	81	(100)	—	—

注) 森林・資源現況表（令和5年3月31日）による。

③民有林の齢級別面積

（単位 面積：ha）

	総数	齢級											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上	
民有林	12,873	0	1	9	42	147	143	211	619	673	855	10,173	
人工林計	6,909	0	1	9	38	60	132	179	590	540	661	4,699	
主要樹種 面積	スギ	4,923	0	0	3	16	12	33	49	253	382	466	3,710
	ヒノキ	1,666	0	1	5	17	48	99	124	331	155	138	749
天然林計	5,967	0	0	0	4	87	11	33	28	133	194	5,377	
(備考)													

注) 森林・資源現況表（令和5年3月31日）による。

総数については計画対象外森林、竹林、無立木地等2,080haを除く。

数値は原則として単位止めとしているため、計と各欄の集計が一致しない場合がある。

④保有山林面積規模別林業経営体数

（単位 経営体、ha）

面積規模	経営体数		面積		経営体数
保有山林無し	1	3ha未満	—	3～5ha	4
5～10ha	4	10～20ha	4	20～30ha	1
30～50ha	1	50～100ha	4	100～500ha	2
500～1,000ha	—	1,000ha以上	—	総数	21

注) 2020年農林業センサスによる。

⑤作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路 線 数	延 長 (km)	備 考
基幹路網	37	37.9	
うち林業専用道	0	0	

注) 市林道台帳 (令和5年4月1日) による。

(イ) 細部路網の状況

区 分	路 線 数	延 長 (km)	備 考
森林作業道	—	48.3	

注) 令和5年度みどりの要覧による。

(5) 市町村における林業の位置づけ

①産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		442,583
内 訳	第1次産業	6,227
	うち林業 (B)	—
	第2次産業	291,795
	うち木材・木製品製造業 (C)	—
	第3次産業	142,813
B+C/A		—

注) 令和2年度市町村内総生産による。

②製造業の事業所数, 従事者数, 現金給与総額

	事務所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	102	10,729	5,841,206
うち木材・木製品製造業 (B)	15	182	48,554
B/A	14.7%	1.7%	0.8%

注) 令和2年徳島県の工業による。

(6) 林業関係の就業状況

区 分	組合・事業者数	従 業 者 数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	1	—	—	(名称：阿南市森林組合)
生産森林組合	—	—	—	
素材生産業	2	—	—	
製材業	24	—	—	
森林管理署	—	—	—	
合計	27	—	—	

注) 那賀・海部川地域森林計画書 (令和6年1月公表) による。

(7) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	2			2			
モノケーブル							ジグザグ集材機
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登式
クレーン付きトラック	4			4			主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
グラップルローダ作業車	10		2	8			
計	16		2	14			
(高性能機械)							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							索引式集材車両
プロセッサ	3		1	2			枝払、玉切用自走式
グラップルソー							集積用自走式
ハーベスタ	3			3			伐倒、枝払、玉切、集積用の自走式
フォワーダ	2		1	1			積載式集材車両
スイングヤーダ	2		1	1			簡易策張方式対応の集材機
タワーヤーダ							タワー付き集材機
計	10		3	7			

注) 令和2年度林業機械保有状況調査による。

(8) 林産物の生産状況

種類	素材	生しいたけ	ふき	竹材	竹炭
生産量	m3	t	t	千束	t
	921	1,185.8	-	1.2	18.0
生産額(百万円)	-	-	-	-	-

注) 令和5年度みどりの要覧による。